

令和6年度 放課後児童クラブ利用料金補助金のご案内



大江町では、低所得世帯及び多子世帯の経済的負担を軽減し、児童の健全な育成を図るため、放課後児童クラブを利用する児童の保護者を対象に利用料の一部を助成しています。

支給対象者に該当する方は、健康福祉課に申請書等を提出してください。

	低 所 得 世 帯	多 子 世 帯
1. 支給対象者 (保護者)	生活保護または教育委員会の<u>準要保護児童</u>の認定を受けている保護者の方(※準要保護児童とは、学用品費や修学旅行費等の就学援助を受けている児童)	兄弟姉妹が同時に放課後児童クラブを利用する世帯の保護者のうち、令和6年度市町村民税所得割課税額の合計が169,000円未満の方
	- 保護者及び児童が大江町に住所を有する方 - 通年または学校が長期休業中の期間、放課後児童クラブを継続的に利用する児童の保護者	
2. 支給内容 (児童1人あたり)	◆生活保護世帯 月額 上限 10,000円 (基準額 20,000円)	◆同時入所児童のうち2人目 月額 上限 5,000円 (基準額 10,000円)
	◆準要保護世帯 月額 上限 7,000円 (基準額 14,000円)	◆同時入所児童のうち3人目以降 月額 上限 10,000円 (基準額 20,000円)
	- 月額利用料と基準額を比較して、低い方の額の半額を支給します。 - 利用料は、放課後児童クラブが定める利用料から飲食費や交通費等実費負担分を除いた額とします。 - 多子世帯の場合、兄弟姉妹が同時に利用した月のみ補助対象となります。	
3. 申請方法	申請期限までに健康福祉課に下記書類を提出してください。 「大江町放課後児童クラブ利用料金補助金交付申請書兼同意書」 ※申請書兼同意書は健康福祉課及び各放課後児童クラブにあります。 ※保護者の方が放課後児童クラブから利用料の証明書をもらう必要はありません(申請書同意により町とクラブでやり取りします)。	
4. 添付書類	教育委員会が発行する「準要保護児童生徒の認定通知書」の写し	なし
5. 支給予定日	◆令和6年 4月～ 7月分	令和6年 8月以降支払予定
	◆令和6年 8月～11月分	令和6年12月以降支払予定
	◆令和6年12月～令和7年3月分	令和7年 4月以降支払予定
6. その他	- 保育料や町税及び上下水道料金等を滞納されている方には、補助金は支給されません。 - いずれの条件にも当てはまる場合は、低所得世帯として扱います。 - 補助金の決定通知に月ごとの明細書を同封して送付しますので、ご確認をお願いします。	